

同一労働同一賃金(不合理な待遇差)がよく解る! 社内制度の点検・検討の実務ポイント

開催日時 2020年2月14日(金) 13:30~17:00

会場 大阪銀行協会 別館3階(11号室)

受講料 会員…19,800円 一般…27,500円

(参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)

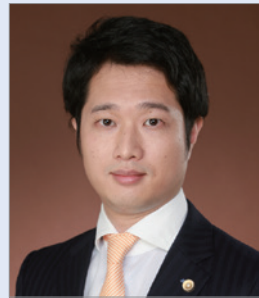
● **特色**

政府が「同一労働同一賃金の実現」を宣言して以降、非正規社員の待遇見直しに向けた動きが活発化しています。2020年4月には働き方改革法の一環として「法改正」の施行が予定されています(中小企業は2021年4月施行)。

同一労働同一賃金(不合理な待遇差解消)をめぐるのは、厚生労働省のガイドラインが発表され、また2019年初めに非正規社員にも賞与や退職金を支払うよう命じる裁判例が相次いでいます。

- ・大阪高裁平31.1.24(日本郵便(大阪)事件):年末年始勤務手当、祝日給ほか
- ・大阪高裁平31.2.15(大阪医科薬科大学事件):賞与ほか
- ・東京高裁平31.2.20(メトロコマース事件):退職金ほか

しかし、ガイドラインや裁判例の読み方には注意が必要であり、現時点で企業が対応必須のラインはどこなのか、きちんと見極めなければなりません。そこで、本セミナーでは、①同一労働同一賃金の法的考え方、②最新の判例・裁判例の解説、③それらを踏まえた制度点検のポイント、④法改正による影響分析について、労働法を専門とする弁護士が実務的に徹底解説します。



大企業も中小企業も既に点検・検討は義務!

石寄・山中総合法律事務所 弁護士

たちばな ひろき

講師 **橘 大樹氏**

【略歴】 弁護士。専門分野は労働法。慶應義塾大学法学部法律学科、一橋大学法科大学院卒業。司法修習を経て弁護士登録の後、石寄・山中総合法律事務所入所。経営者側に立つ弁護士として、訴訟、労働審判、団体交渉のほか、長時間労働対策、セクハラ・パワハラ、休職、人事賃金制度の変更などを多数手がけ、人事労務に関連する様々な法律相談にも対応している。現在では、『働き方改革』の労務問題を中心にセミナー講師として活躍中。

【主な著作】 『労働時間管理の法律実務』(中央経済社) 『労働条件変更の基本と実務』(中央経済社) 『休職した従業員を軽易業務で復帰させる義務はあるか』(ビジネス法務) など。

カリキュラム

1. 同一労働同一賃金とは何か

- (1) 現行法上、大企業も中小企業も既に点検・検討は義務
- (2) 「現行法上も義務」の理由とは何か
- (3) 企業を取り巻く2020年1月の状況分析
- (4) 企業にとってどのような「法的リスク」があるのか

2. 同一労働同一賃金(不合理な待遇差)の基本的考え方

- (1) 法律で求められる「均衡」と「均等」の意味
 - 労働契約法20条、パート労働法8条、9条
- (2) 最高裁が明らかにした同一労働同一賃金の法的見解
 - 最高裁平30.6.1(ハマキョウレックス事件)
- (3) 契約社員にも年末年始手当、祝日給?
 - 大阪高裁平31.1.24(日本郵便(大阪)事件)
- (4) アルバイトにも賞与?
 - 大阪高裁平31.2.15(大阪医科薬科大学事件)
- (5) 厚生労働省ガイドライン(指針)の位置付け
 - 厚生労働省告示第430号(平30.12.28)

3. 企業における制度点検・検討の手順

- (1) どのような「雇用形態」があるか
- (2) それぞれ「待遇」はどうなっているか
- (3) 待遇に違いがある「理由」は何か

4. 個々の待遇ごとに見る制度点検・検討のポイント

- ①基本給
- ②賞与
- ③役職手当
- ④特殊作業手当
- ⑤精皆勤手当
- ⑥時間外手当
- ⑦通勤手当
- ⑧食事手当
- ⑨地域手当
- ⑩住宅手当
- ⑪家族手当
- ⑫退職金
- ⑬福利厚生
- ⑭特別休暇
- ⑮病欠休暇

5. 定年後再雇用の見直し

- (1) 定年後再雇用も同一労働同一賃金の対象である
- (2) 最高裁の考え方を知ろう
 - 最高裁平30.6.1(長澤運輸事件)
- (3) 実務で気をつけるべきポイントはどこか

6. 同一労働同一賃金と法改正による影響

- (1) 法改正による変化は実は大きくない(派遣を除く)
- (2) 入社時に「明示」すべき事項の追加
- (3) 従業員の「求め」に応じた説明義務とは何か
- (4) 労働者派遣は何かどう変わるのか?
- (5) 均等・均衡方式と労使協定方式?

7. 実務対応策のまとめ

参加
申込書

2/14(金)

同一労働同一賃金(不合理な待遇差)がよく解る!
社内制度の点検・検討の実務ポイント

受講料 (参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)

会員…19,800円

一般…27,500円

りそな総合研究所 行

FAX 06-6258-8863

貴社名		区分	MS・会員・一般	会員番号	
受講票 送付先	〒	連絡 担当者	部署・役職		
TEL	()		氏名		
FAX	()		E-Mail		
		取引店	銀行	支店	
参加者 (ふりがな)	氏名	()	部署	役職	
	氏名	()	部署	役職	

*個人情報の取り扱いに関して「私は貴社の個人情報に関する利用目的を確認、同意の上、申込みをします」
なお、個人情報の取り扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<https://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

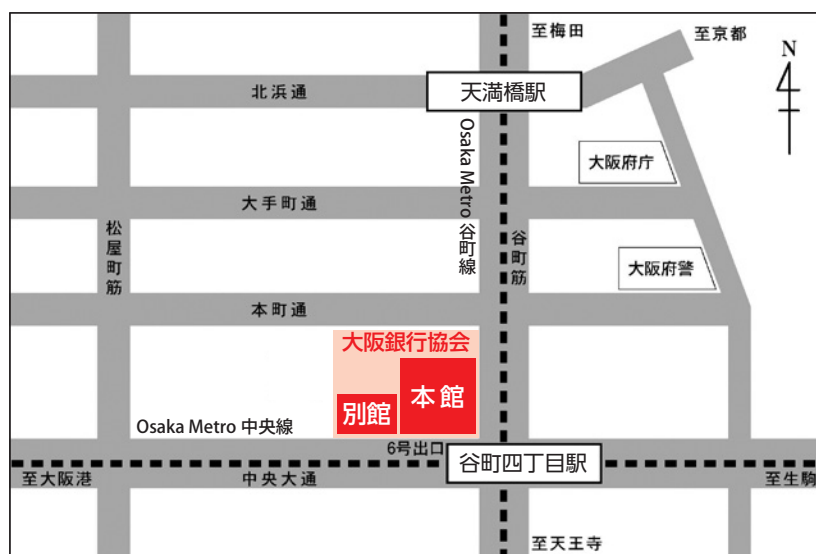
セミナー会場のご案内

【大阪銀行協会】

大阪市中央区谷町 3 - 3 - 5

交通

Osaka Metro 中央線・谷町線
「谷町四丁目」駅 6号出口より
徒歩 2分



※当ビルへのお車でのご来場はご遠慮願います。
※別館へは本館よりお入りください。

お申込み・お問い合わせについて

申込方法

- 弊社ホームページよりお申込みください。
- 「セミナー参加申込書」にご記入の上、FAXによるお申込みもいただけます。
- 先着順にお申込み受付後、「受講票」「会場地図」をご郵送いたします。受付のご連絡は受講票の発送をもって代えさせていただきます。なお、開催日一週間前までに届かない場合はお問い合わせください。
- 定員を超過した場合は、ご参加いただけないこともあります。

検索



お願い

- 録音・録画はご遠慮ください。
- 参加予定の方がご都合の悪い場合は、代理の方がご出席ください。なお、その場合は、お早めに代理出席の旨をご連絡ください。
- 参加申込みが少数の場合や講師の病気他、天災等により、開催を中止させていただく場合があります。

受講料

支払方法

- 会員の方の受講料のお支払いは、入会時にご選択いただきました方法になります。
 - 口座振替の場合: 口座振替日はセミナー開催月の翌月 23日 (休日の場合は翌営業日) になります。
 - 振込の場合: セミナー開催月の翌月 10日頃に請求書をお送りいたします。
- 一般の方の受講料のお支払いは、お振込みとなります。原則、受講料とともに請求書をお送りいたします。セミナー開催前日までにお振込みください。
(原則として、受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合のつかない場合は、代理の方のご参加をお願いいたします。)

キャンセルする場合

キャンセルする場合は、セミナー開催前営業日の 17時までにご連絡ください。
それ以降のキャンセル及び、当日欠席は、受講料全額をいただきますので、ご了承ください。
事前のご連絡が無い限り、自動的キャンセルにはなりませんので、ご注意ください。

個人情報の取り扱い

- 個人情報の取扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<https://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

各種割引

- 本セミナーは、各種割引、無料券の対象セミナーです。

お申込みお問い合わせ

りそな総合研究所 会員・研修事業部 (研修担当) TEL : 06-6258-8806 FAX : 06-6258-8863